

北海道型 I R 検討調査
報告書〔概要版〕

平成27年3月

北海道 経済部観光局

I N D E X

	調査の目的	2
1	各国・地域におけるカジノ・I Rの開発・運営事例	
	1 各国・地域におけるカジノ・I R事例	3
	2 I R導入の目的・政策に関する事例	4
2	各国・地域における社会的影響への対策事例	
	1 カジノ設置に伴う社会的影響（懸念事項）	7
	2 カジノ設置に伴う社会的影響への対策事例	8
3	我が国で検討されているI R制度に係る基本的な考え方	
	1 I R導入検討の経緯	11
	2 I R推進法案の主なポイント	11
4	北海道へのI R導入による社会的影響対策と経済効果	
	1 北海道へのI R導入による社会的影響への対策	12
	2 北海道型I R導入により期待される効果	14
	3 北海道型I Rの基本コンセプトの設定	15
	4 誘致を検討している自治体において想定されるI Rの方向性	16
	5 経済効果の検討の流れ	17
	6 海外I R事業者への市場可能性調査	18
	7 北海道にI Rを導入した場合の経済波及効果測定結果	19
5	I R導入検討の留意点	
	1 I R導入検討の想定フロー	22
	2 地方公共団体における検討の論点	23

- 統合型リゾート、いわゆる I R は、観光振興、地域経済の活性化、雇用の創出などの効果が期待できることから本道の複数地域において誘致に向けた検討が行われているが、一方で、治安の悪化やギャンブル依存症など社会的な影響への懸念についても様々な議論がある。
- 本調査は、海外における I R の導入の実態や社会的影響に係る対策事例と、北海道において I R が導入された場合に想定される経済的効果はもとより、懸念される社会的影響およびその対策手法などを把握・分析することを目的とした。
- なお、I R の整備は、2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において成長戦略に位置づけられ、同年7月に内閣府に設置された専門部署において、必要な制度上の措置を検討しているところである。

〔調査期間〕平成26年8月～平成27年3月

〔委託機関〕北海道型 I R 検討調査事業委託コンソーシアム

(代表者：(株)ピーアールセンター、構成員：(株)国際カジノ研究所、(株)イー・シー・プロ)

- 〔調査内容〕
- 1) 各国・地域におけるカジノ・I R の開発動向・運営事例調査
 - 2) 各国・地域における I R 導入に伴う社会的影響の対策事例
 - 3) 我が国で検討されている I R 制度の考え方
 - 4) 北海道への I R 導入による社会的影響対策及び経済効果調査

統合型リゾート（I R）

- 統合型リゾートは、カジノ及び会議場、レクリエーション、展示場、宿泊その他の施設が一体で開発された複合観光施設。統合型リゾートという言葉は、シンガポール政府がカジノ合法化（2005年）にあたり用い、その後広く使用されるようになった。
- I R は Integrated Resort の略で統合型リゾートを表す。
- 本調査では、カジノ施設と何らかの観光施設が統合されているという形態を I R として捉え、単一施設だけではなく、周辺観光施設等と協調的かつ統合的開発された複合観光施設も I R とした。

1 各国・地域におけるカジノ・IRの開発・運営事例

1-1 各国・地域におけるカジノ・IR事例

□ 各国・地域におけるカジノ・IR市場の概況と代表的なカジノ・IR施設の事例は、下表のとおりである。

■ 各国・地域における代表的なカジノ・IR事例

	国・地域名	カジノ数	カジノ売上	主 な 施 設						
				施設名	開業年	従業員数	ホテル 客室数	カジノ数		特徴的な機能
								マシン ゲーム数	テーブル ゲーム数	
アジア	シンガポール	2	約 7,047億円 (2013年)	リゾートワールドセン トーサ	2010年	14,000人	1,830室	2,400	500	テーマパーク（ユニバーサルスタジオ・シンガポール）、 世界最大級の水族館
				マリーナベイサンズ	2010年	10,000人	2,561室	2,300	550	3つの大型ホテルの上部に設置されたプール、世界最大規模のMICE施設
	韓国	17	約 2,912億円 (2013年)	パラダイス・ウォーカー ヒル	1968年	1,002人	841室	40	59	高級ホテル、ショッピングセンター、劇場
				カンウォンランド	2000年	3,631人	1,825室	960	132	ゴルフ場、スキー場、コンベンションホール
	マカオ	35	約 5兆4,112億円 (2013年)	ウィンマカオ	2006年	7,000人	1,009室	1,015	490	ショッピングセンター、レストラン、アミューズメント施設
				シティーオブドリームス	2009年	7,000人	1,400室	1,122	378	高級ホテル、ショッピングセンター、劇場
米国	ネバダ州	262	約 1兆3,212億円 (2013年)	ベラージオ	1998年	9,000人	3,933室	2,449	142	劇場、アミューズメント施設、各種アトラクション、 ショッピングセンター
				ベネチアンラスベガス	1999年	6,000人	4,027室	2,500	139	大規模ホテルと併設された大型MICE施設、ショッピング センター
	ニュージャージー州	8	約 3,667億円 (2012年)	ボルガータ	2003年	7,000人	2,002室	3,745	250	イベントホール・劇場、多機能スパ、ショッピングセン ター
	ペンシルバニア州	11	約 3,769億円 (2012年)	サンズカジノリゾートベ スレハム	2009年	1,100人	300室	3,012	183	アウトレットモール、スパ・屋内プール・フィットネス、 会議場・イベントホール
オセア ニア	オーストラリア	13	約 3,795億円 (2012年)	クラウン・エンターテイ メント・コンプレックス	1994年	6,500人	484室	2,500	550	映画館、劇場、アミューズメント施設、ショッピングモ ール
欧州	ドイツ	73	約 831億円 (2012年)	クアハウス	1765年	-	-	130	19	歴史的建造物、レストラン、コンサートホール

MICE

- 企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行 Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

1-2 IR導入の目的・政策に関する事例

1-2-① 国などと事業者の協調・協力事例（シンガポール）

- IRを導入する際には、国・地域などの課題解決や目的を実現させるコンセプトが反映されることが重要である。
- 政策的な目標を達成するための手法としてのIR導入事例として、シンガポール（2施設）の入札要件を示す。

■ シンガポールのIR導入政策目標と事業者入札要件

国の政策目標	都市型観光の再生		南国ファミリーリゾートとしての振興	
	政策目標達成のため、開発に係る詳細な入札要件を設定			
	マリーナベイ		セントーサ島	
明確な導入目的	□ シンガポールの中心的観光資源であったアーバンツーリズムの再生		□ 国際的に未だ定着していないシンガポールの南国ファミリーリゾートとしての振興	
開発の基本要件	<ul style="list-style-type: none"> □ 近代的な様式、ダウンタウンに調和する外観、アジアの中心シンガポールの近代的イメージの表現。 □ 都市再開発機構の定めるガイドラインの順守。 		<ul style="list-style-type: none"> □ 大規模で象徴的な開発、魅力的なアトラクション。 □ 世界クラスの家族向けトロピカルリゾートの開発。 □ 観光・エンターテイメント選択肢としての役割を担うこと。 □ シンガポールへの更なる投資の触媒となること。 	
用地	<p><商業中心地区に近い埋立地> 用地面積20.6 ha</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 土地保有権は60年。 □ 最大総床面積57万㎡、最小総床面積27万㎡。 		<p><国内最大のリゾート島> 用地面積49ha</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 土地保有権は60年。 □ 最大総床面積34.3万㎡。 □ 海岸沿いの低層構造、島内の環境と他施設との調和。 	
公共的施設の設置義務	<ul style="list-style-type: none"> □ ベイフロントにランドマーク的公共アトラクションの提供（例：文化センター、博物館、アートギャラリー、近代美術館、パフォーマンスシアター、アリーナ、科学センター、海洋博物館、プラネタリウム、水族館） □ 開発事業の一部としての公共施設の提供（例：ウォーターフロント遊歩道、展望デッキ） 		<ul style="list-style-type: none"> □ 観光センター、海岸沿いの公共プロムナードの建設。公共アトラクションの提供（例：世界的にアピール出来るシアターショー、教育エンターテイメント施設とプログラム） □ 熱帯気候を考慮した、6万㎡の待機シェルター（商業行為禁止）の建設。 □ 公共交通手段を整備。 	
その他の開発要件	<ul style="list-style-type: none"> □ ゲーミングエリア最大面積1.5万㎡。マシンゲーム設置台数は2,500台。 □ 社会的セーフガードとして「21歳未満のカジノ立ち入り禁止」、シンガポール住民からカジノ入場料徴取（1日：100シンガポール\$、年間：2,000シンガポール\$） □ 自己／第三者排除のための仕組みの提供。依存症対策、救済援助、ゲームルール、オッズの掲示。カジノおよびゲームの広告宣伝の制限。シンガポール住民への金銭貸与の禁止（プレミアムプレイヤーを除く。）。カジノ内ATM設置の禁止。 □ カジノ税：一般顧客売上は15%、VIP顧客売上は5%（税率は15年間据え置き）。物品・サービス税は総ゲーミング収益に適用。 			

1 各国・地域におけるカジノ・IRの開発・運営事例

1-2-② 国などと事業者の協調・協力事例（米国ニューヨーク州）

□地域の経済振興を図る目的でIR導入の手続きが進められている米国ニューヨーク州のカジノライセンス入札審査項目と、州の設置するゲーミング施設立地委員会が発表した推薦企画を示す。

□ニューヨーク州のライセンス入札は、州政府がカジノ開発希望事業者を直接選定する方式であるが、入札希望企業は州政府指定エリア内で立地を選択し、地権者・立地自治体と交渉後に州政府に開発計画を提案する。その際に州政府は、入札業者に対して立地自治体からの開発同意文書の提出を求める。

□審査項目（配点）は、①経済活動およびビジネス開発（70点）、②地域影響と立地要件（20点）、③雇用創出効果等（10点）の3項目が設定されている。

■ 米国ニューヨーク州のカジノライセンス入札審査項目

項目	説明
導入目的	<ul style="list-style-type: none"> ●ニューヨーク州内の経済劣後地域における観光振興および雇用創出 ●州外へのカジノ需要流出の抑制
用地	<ul style="list-style-type: none"> ●指定された区域の中から事業者が独自選定（ただし、申請にあたっては立地自治体の同意が必要）
審査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●経済活動およびビジネス開発 <ul style="list-style-type: none"> ・財務状況と資本構成 ・経済効果 ・土木建設と施設デザイン ・内部監査および保守体制
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域影響と立地要件 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の誘致体制および社会的影響の低減施策 ・周辺地域への顧客誘引と観光振興
	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用創出等 <ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル依存症対策 ・雇用創出 ・周辺環境の保全
その他の入札要件	<ul style="list-style-type: none"> ●審査料100万米ドル（約1億2,000万円） ●背面調査の同時実施

■ 米国ニューヨーク州のカジノライセンス入札における3つの推薦企画（2014年12月）

開発都市	フィンガーレイク	オールパニ	サリバン
開発名	Lago Resort & Casino	River Casino & Resort at Mchawk Harbor	Montreign Resort Casino
事業者	Wilmorite社	Capital Region Gaming社	Empire Resorts社
開発額	約 500億円	約 390億円	約 743億円
公共機能	<ul style="list-style-type: none"> ●職業訓練プログラムの提供 ●施設内保育施設の設置 ●地産食材の利用 ●地元事業者からの優先仕入 ●地域産品のアンテナショップ設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川地域の再開発：遊歩道、サイクリングレーン、および緑地整備 ●域内職業訓練施設との提携、およびプログラム提供 ●地域短大との提携、観光およびホテル経営コースの提供 ●地域飲食店や小売店、観光施設との提携 ●地産食材等の使用 ●中心市街地へのアクセス整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域事業者との取引優先 ●新規の小規模ビジネス創出支援 ●域内の既存観光施設、ベセルウッズセンター（野外公会堂/非営利）の再生支援

ライセンス付与は4社を予定しているが、残り1社は未決定である。（2015年3月現在）

1 各国・地域におけるカジノ・IRの開発・運営事例

1-2-③ IR構成機能のうち「カジノ」からの納付金等の活用事例

□カジノによる公的な収益は、ライセンス料（カジノ運営を行う特別な権利の付与に対して、民間企業から公に納付される資金）、カジノ税（カジノ施設の売上に対して付加される公的納付金）、外形標準課税（ゲームの設置台数などの外観から客観的に判断できる基準による課税方式）、入場税（カジノに入場する顧客に対する納付金）の4つに大別される。

□この納付金等は、新たな財源としてIR導入後の地域施策に活用しているが、世界的傾向としては①社会的影響への対策、②観光に関する再投資、③地域課題に対する手当て、④一般財源化に大別される。

■ 主な国・地域のカジノ関連納付金等の設定

	シンガポール	マカオ	韓国	米国ネバタ州
ライセンス料	□ ライセンス毎の定額制 (250万シンガポール\$=2.1億円)	□ ライセンス毎の定額制 (3,000万パタカ=4.5億円)	□ なし	□ 設置ゲーム台数に応じた定額制
カジノ税	□ カジノ売上のうち VIP顧客分 5% 一般顧客売上分 15% (いずれも消費税7%上乗せ)	□ カジノ税 カジノ売上の 35% □ 別途納付金(カジノ売上の) ・マカオ基金分として 1.6% ・観光振興等特別会計へ 2.4%	□ カジノ売上の 10%	□ 月次カジノ売上のうち ・最初の50,000 US\$に 3.5% ・次の 84,000 US\$に 4.5% ・それ以上の売上に 6.75%
外形標準課税	□ なし	□ 設置台数に応じた定額制 ・VIPテーブル 300,000パタカ (=450万円) ・VIPテーブル以外 150,000パタカ (=225万円) ・マシンゲーム 1,000パタカ (=1.5万円)	□ なし	□ 設置台数に応じた定額制 ・テーブルゲーム 16,000US\$ (192万円) +200US (2.4万円) ・マシンゲーム 250 US\$ (3万円)
入場料(税)	□ 1日あたり 100シンガポール\$ (=8,700円) もしくは、 年間2,000シンガポール\$ (=174,000円)	□ なし	□ 入場あたり 7,500ウォン (=825円)	□ なし

「カジノからの納付金等」の新たな財源の活用パターン

社会的影響への対策費

観光に関する再投資

地域課題に対する手当て

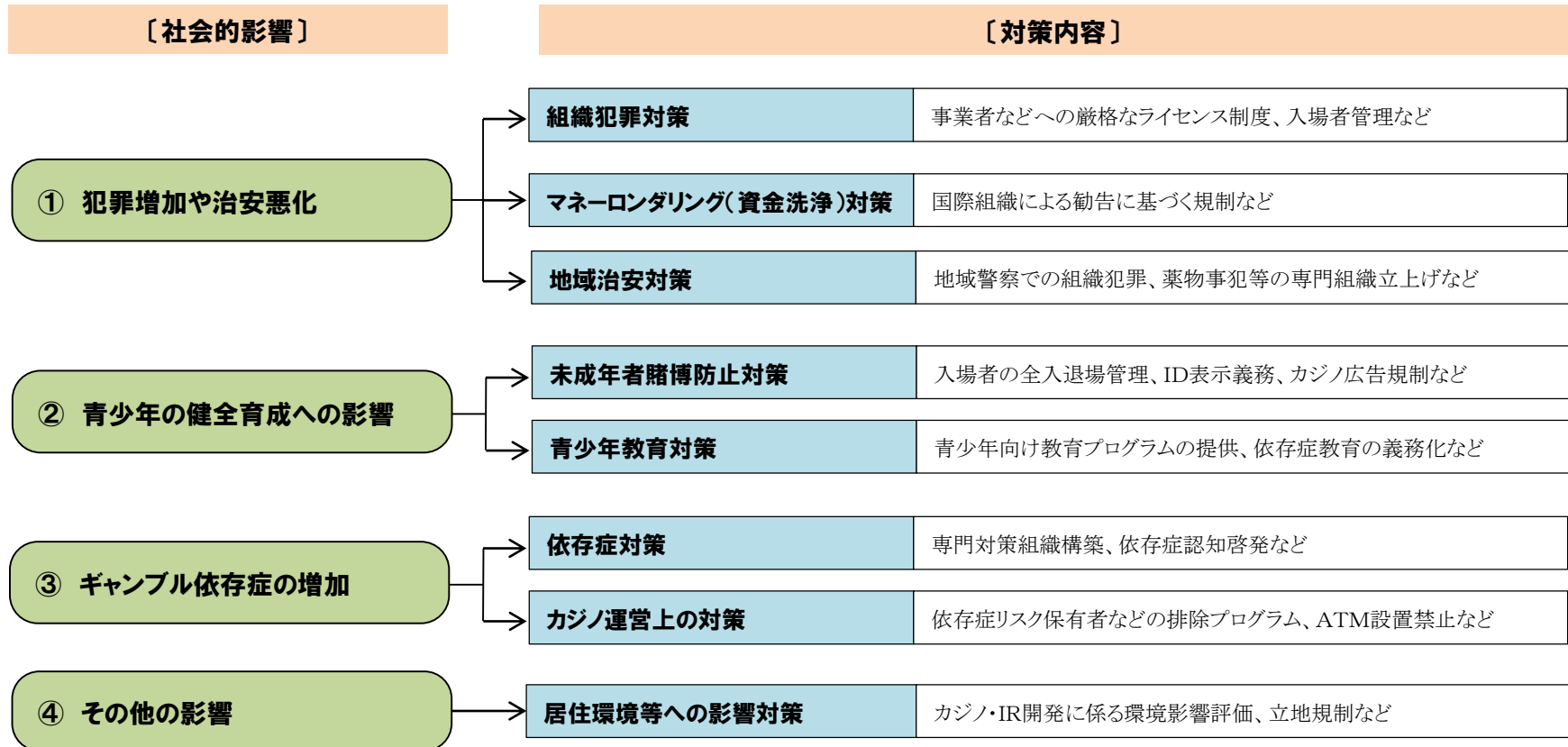
一般財源化

2-1 カジノ設置に伴う社会的影響（懸念事項）

□ I Rがカジノを含む施設であることから、社会的影響に対する懸念が指摘されている。

□社会的影響（懸念事項）は、下記の4分野に大別され、海外の I R導入国・地域では多様な対策がとられている。

■ カジノ導入に伴う社会的影響分野と対策分野



2-2 カジノ設置に伴う社会的影響への対策事例

2-2-① 犯罪や治安に関する対策事例

□カジノ導入に係る犯罪増加や治安悪化への対策は、主に<組織犯罪対策><マネーロンダリング（資金洗浄）対策><地域治安対策>の分野で、下表のような取組みが行われている。

■ 犯罪増加や治安悪化への対策事例

対策分野	事 例	採用国・地域
組織犯罪対策	カジノを統制する公的機関の設置、および広範かつ厳格な背面調査をベースとしたライセンス制度の採用	米国ネバダ州・シンガポールなど
	入場者に対する全入退場管理	韓国・シンガポールなど
	道徳犯、およびギャンブル関連犯の排除者リストの作成	米国各州など
マネーロンダリング対策	FATF勧告に基づくマネーロンダリング規制	米国各州、韓国など
	カジノへの顧客送客業者（ジャンケット事業者）に対する顧客への与信行為の禁止、VIP顧客を送客する際の当局への事前告知義務	シンガポール
地域治安対策	観光に関連する包括的な危機管理組織の設置	マカオ
	地域警察での組織犯罪、および薬物事犯等の専門組織の設置および連携	米国ネバダ州、イギリスなど

マネーロンダリング money laundering

「資金洗浄」と訳され、銃器や麻薬の取引など違法な行為により獲得した犯罪収益の出所を隠し、一般市場においても利用可能な状態にする行為である。組織犯罪やテロリストなどによって行われることの多い行為であるが、同時に個人レベルにおいても政治汚職や企業内横領で獲得した資金に対して行われることもある。

FATF

Financial Action Task Force on Money Laundering（マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）の略称。世界の先進諸国のマネーロンダリング対策に対して提言を行っている国際組織で、わが国も参加している。

2-2-② 青少年の健全育成に関する対策事例

□青少年の健全育成への影響に関する対策は、主に<未成年者の賭博参加防止対策><青少年への教育対策>に大別され、下表のような取り組みが行われている。

■ 青少年の健全育成への影響対策事例

対策分野	事 例	採用国・地域
未成年賭博対策	入場客の全入退場管理、ID提示義務	韓国、シンガポールなど
	青少年賭博に関連する罰則規定(事業者、未成年者本人、従業員、保護者、補助者等)	シンガポール、豪州クイーンズランド州など
	カジノ施設とその他施設の構造上の分離	韓国、シンガポールなど
	青少年賭博を促進するような広告行為の禁止	フィリピンなど
	学校施設近隣での広告行為の禁止	フィリピンなど
	青少年に対する賞金の払い出しの無効化	豪州クイーンズランド州など
	事業者従業員等による監視	マカオ、米国ネバダ州など
	事業者に対する覆面調査 事業者従業員の教育	イギリスなど イギリスなど
青少年教育対策	依存症対策機関等による青少年向け教育プログラムの提供	米国ネバダ州、イギリスなど
	大学、その他教育機関による依存症問題の啓発	マカオなど
	スクールカウンセラー等による青少年に対するカウンセリング	シンガポールなど
	義務教育における依存症教育の義務化	シンガポールなど
	マネーマネジメント教育の実施	シンガポールなど
	確率統計を用いたギャンブルの理解	豪州クイーンズランド州など

2-2-③ ギャンブル依存症に関する対策事例

□カジノによるギャンブル依存症に関する対策は、予防教育・早期発見・医療体制の充実などの〈依存症対策〉、入場制限や利用上の制約などの〈カジノ運営上の対策〉に大別され、下表のような取り組みが行われている。

■ ギャンブル依存症対策事例

対策分野	事 例	採用国・地域
依存症対策	ギャンブル依存症への専門対策組織の設置	韓国、マカオ、シンガポールなど
	ギャンブル依存症の専門家育成および認定制度	シンガポール、米国ミシシッピ州など
	依存者の救済ホットラインの開設	マカオ、シンガポール、米国ネバダ州など
	一定期間中の入場回数が多い人物に対する強制カウンセリング	韓国
	依存症に関連する認知普及キャンペーン	シンガポール、マレーシアなど
	従業員に対する依存症教育の実施義務	マカオ、フィリピンなど
	施設内での依存症関連の情報提供義務	豪州クイーンズランド州、イギリスなど
	カジノ従業員に対する教育の実施	マカオ、米国ネバダ州、イギリスなど
	ギャンブル依存症の判明テストの提供、および従業員による各種対応記録の保持義務	スイス
カジノ運営上の対策	排除プログラムの実施(本人、家族、事業者、行政等による登録)	韓国、マカオ、シンガポールなど
	一定期間中の入場回数の法的な上限規定	韓国
	訪問回数の制限プログラムの実施	シンガポール、スイスなど
	顧客の賭け金額上限の設定、電子プレイヤーズカードによる遊戯状況捕捉(試験運用中)	韓国
	使用金額の制限(ギャンブル損失の上限設定)プログラムの実施	シンガポールなど
	入場料の徴収	韓国、シンガポール、スイスなど
	入場の事前申し込み制	韓国、スイスなど
	閉館時間を法的に設定し、全プレイヤーを退館させる措置	韓国
	カジノ以外の賭博関連施設との排除プログラム連携	マカオ、フィリピンなど
	ATMのカジノ施設内設置の禁止	シンガポール、豪州クイーンズランド州など
	排除プログラムの近隣行政区とのデータ共有	米国ミシシッピ州
	各事業者に対する社会的影響に関する行動規範の提出、および開示義務	スイス、ドイツなど
広告に関する各種規制(広告表現、広告媒体、広告の対象(自国民への広告の禁止など))	シンガポール、フィリピンなど	

3 我が国で検討されているIR制度に係る基本的な考え方

3-1 IR導入検討の経緯

- 2013年12月に国際観光産業議員連盟（略称：IR議連）がとりまとめた「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（IR推進法案）が関係議員により国会に提出されたが、2014年11月の衆議院解散に伴い廃案となった。
- この間、政府が閣議決定した「日本再興戦略」（2014年6月）の中で、IRの整備が打ち出された。
- 2015年3月にはIR議連が「IR推進法案修正案」を取りまとめ、改めて法案を提出し、成立を目指す考えを打ち出した。

3-2 IR推進法案の主なポイント

- 検討されるIR法案では、観光及び地域経済の振興、財政の健全化を図るためにカジノを含む特定複合施設（IR）の整備・導入を行うこととしている。
- このほか、施設の設置運営者からカジノ納付金、入場者から入場料を徴収でき、修正案においては日本人のカジノ施設への入場に関する一定の制限を講じることも明記されている。

■ IR推進法案の主なポイント（2015年3月30日 IR議連総会で了承されたIR推進法案修正案より）

項目	内 容	
目 的	● 観光及び地域経済の振興に寄与	● 財政の改善に資する
基 本 理 念	● 地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い滞在型観光の実現	● 地域経済の振興に寄与 ● 健全なカジノ施設の収益が社会に還元
整備推進に関する基本方針	● 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等 ● 観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興 ● 地方公共団体の構想の尊重	● カジノ施設関係者に対する規制 ● カジノ施設の設置及び運営に関する規制
設置区域・施設の定義	● 導入区域は地方公共団体の申請に基づき、主務大臣の認定を受けた区域とし、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他観光振興に寄与すると認められる施設で、民間事業者が設置運営するもの	
カジノ施設	● 設置されるカジノ管理委員会の許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置・運営される	
カジノ管理委員会	● 内閣府の外局に置かれるカジノ管理委員会は、カジノ施設の設置・運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行う	
納付金・入場料	● 国及び地方公共団体は、別に法律又は条例の定めるところにより、カジノ施設の設置・運営者から納付金、カジノ入場者から入場料を徴収することができる	

IR議連

正式名称は国際観光産業振興議員連盟。カジノ合法化を含むIR導入を推進するため、自由民主党、民主党、維新の党、公明党などの超党派国会議員による議員連盟。現在、参加議員は200人以上とも言われている。

4-1 北海道へのIR導入による社会的影響への対策

□ 本道にカジノを含むIRの導入による懸念される社会的影響への必要と考えられる対策について、各国・地域での施策を参考にして、下表のとおり整理した。

■ IR導入による社会的影響への対策 (1)

対策分野		対策の項目	必要と考えられる対策の内容
犯罪や治安に関する対策	① 組織犯罪対策	□ カジノ設置運営免許の付与	カジノ設置免許付与については、運営および設備供給事業者、運営事業者の経営者や株主等への厳しい背面調査によるライセンス制度と継続的な監視・監督など。
		□ 入場規制	客として入場する者への対策として道徳犯やギャンブル関連犯の排除者リスト作成など、不適格者に対する入場規制の仕組みを設けることなど。
		□ 不正行為防止	顧客や従業員への厳格な監視体制整備による不正の防止策。
	② マネーロンダリング対策	□ FATF勧告に基づくマネーロンダリング対策の実施	カジノ顧客との間で一定金額以上の金融取引を行う場合の身元情報取得義務付けなど各国がマネーロンダリング対策で取るべき処置をとりまとめたFATFの「40の勧告」に基づく対策。
		□ カジノへの顧客送客業者に対する顧客への与信行為の禁止	カジノでは送客仲介業者(ジャンケット事業者)による顧客へギャンブル資金の貸付や回収等を通じたマネーロンダリングが想定されるため、仲介業者への免許制度強化や顧客への与信行為禁止などの厳しい規制制度。
	③ 地域治安対策	□ 地域風俗環境対策の実施	カジノ周辺地域の環境悪化の防止や秩序維持に関して、地元警察との連携などカジノの管理組織等との連携による取組など。
青少年の健全育成に関するもの未成年賭博防止対策	① 未成年賭博防止対策	□ 入場規制	ID(身分証明書)確認など、全入退場管理制度の徹底による未成年の施設内への入場の防止。
		□ 罰則規定の整備	入場した未成年者本人のみならず、入場管理義務を怠った事業者・施設、保護者に対する罰則など、未成年賭博防止対策としての法的規制。
		□ 広告規制	未成年賭博対策としてのカジノに係る、テレビ新聞・ラジオなどのマス媒体、看板や印刷物での広告使用規制や、シンガポールのように自国民を対象とした宣伝行為の禁止など。
	② 青少年教育対策	□ 施設構造基準の設定	カジノ施設入場防止対策として、カジノと他の施設(ホテル、レストラン、商業施設等)を構造上分離させる基準の設定など。
		□ ギャンブルリスク教育の普及	青少年に対するギャンブルのリスクを早期に教育するため、教育機関と規制機関の十分な連携により、多様な教育機会を通じたギャンブル依存症等のリスク教育などについての指導など。
		□ カジノゲームの理論の普及	カジノは必ずカジノ側が有利であることの理解を深めるための教育プログラム(ギャンブルの確率的な理解、控除率や払戻率に関する理解、各ゲームへの技術介入性など)の導入など。

■ IR導入による社会的影響への対策 (2)

(前頁から続き)

対策分野		対策の項目	必要と考えられる対策の内容
ギャンブル依存症に関するもの	① 依存症対策	□ 依存症の認知の普及	行政、民間団体、教育機関、市民の協働によるギャンブルリスク等を市民及びカジノ従業員の両面に対して行うギャンブル依存症に関する啓蒙活動など。
		□ 依存症に関する総合的な予防・治療等の対策の実施	ギャンブル依存症は本人の自覚がなく早期発見が難しく、罹患後の完治も困難であるため、実効性ある依存症対策に関する調査研究推進、専門医師の養成や保健師等の育成(研修充実等)、教育・予防プログラムの開発・普及、カウンセリング・治療体制の充実などを担う拠点病院の整備、依存症に対する総合的な専門対策組織の設置など。
	② カジノ運営上の対策	□ 運営基準の設定	カジノ面積の上限設定(総開発面積に対する大きさ制限等)やライセンス毎に各ゲーム台数の設置制限などの運用基準を定めることなど。
		□ 入場規制	ギャンブル依存症罹患又はそのリスクが高いと判断される個人に対して、実効性が高い施策の一つである「排除プログラム」(本人の入場禁止者リスト登録=自己排除、近親者が本人に代わって登録する家族による排除、行政が生活保護受給者や自己破産者を強制的に登録する第三者排除など)の導入など。
		□ 入場料の設定	内国人のカジノ利用の抑制を目的に、道内に居住する者に対しては、道外に居住する者よりも比較的高額の入場料徴収の手法検討など。
		□ 入場回数、プレー時間の制限	「排除プログラム」(直接的入場制限)のほか、顧客の施設訪問の「回数制限プログラム」、顧客の一定期間内での「利用金額制限プログラム」など。
		□ 依存症者(高度利用者)へのカウンセリングの義務化	ギャンブル依存傾向が見られる顧客に対する専門家によるカウンセリングの義務付け、専門カウンセラーの育成、カウンセリングや治療センター等施設拡充など。
		□ 賭け金の上限設定	総額もしくはカジノゲームの種類ごとに、顧客の賭け金の上限を設定することなど。
		□ 広告規制	カジノ事業者によるマス媒体を利用した広告行為の禁止、インターネット上の宣伝、パンフレットやPRビデオ作成などの禁止等の広告規制など。
		□ ATM設置禁止	持参した現金を使い果たしたカジノ顧客が容易に現金を引き出すことを抑止するためのカジノ施設内やカジノ周辺へのATM機設置制限を行なう。

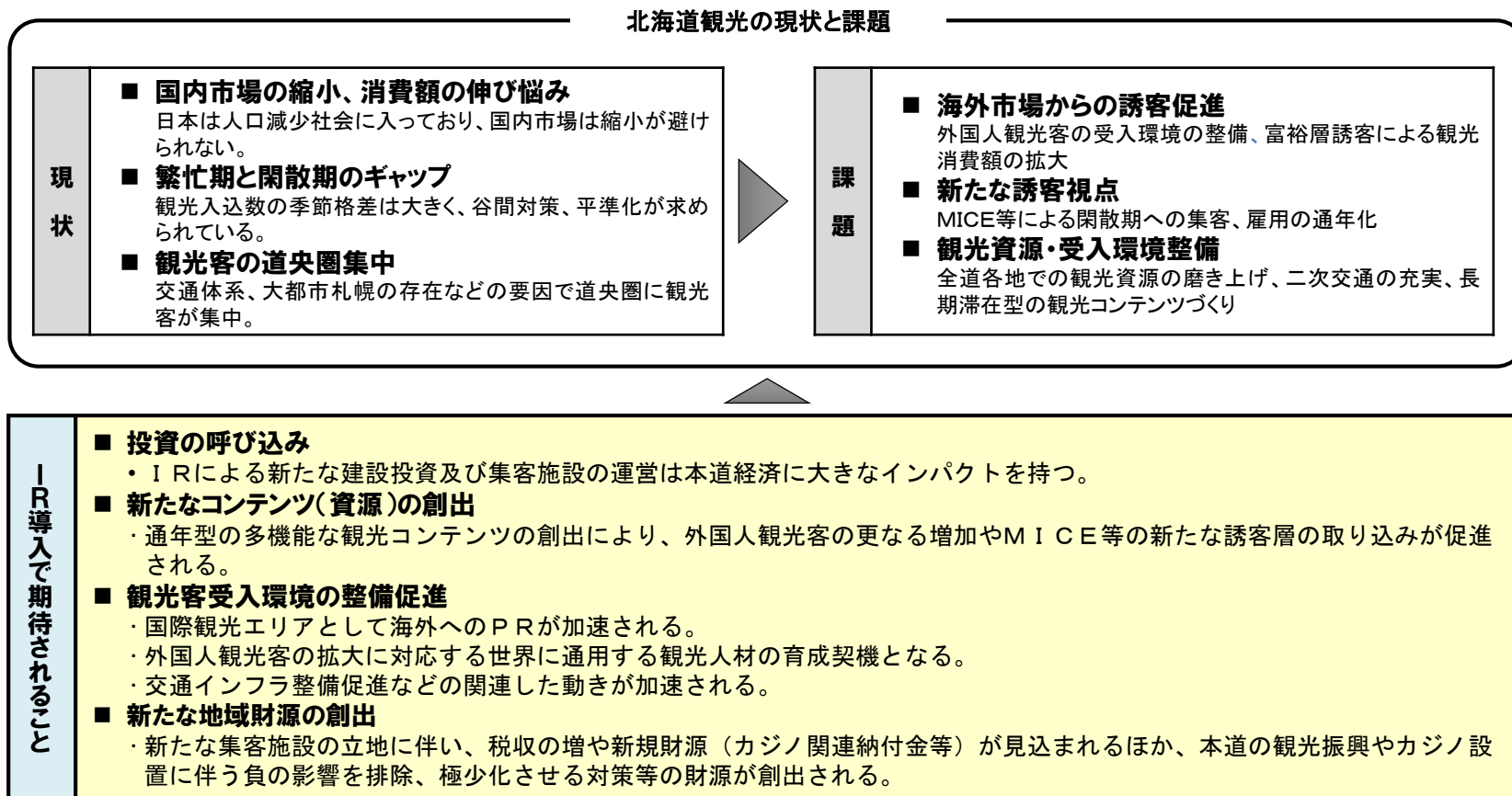
経済効果を検討するためには、本道で導入する場合のIRの姿（投資額、規模、機能構成など）を想定する必要がある。この調査においては、道内で複数の自治体で誘致を検討している事情を踏まえ、北海道型IRとして3つのモデルを想定した。

注：以下に示す3モデルは、いずれも具体的な用地や基本構想・計画などに基づくものではなく、あくまでも「このような前提に立てば」との経済効果検討に資するモデルであることに留意。

4-2 北海道型IR導入により期待される効果

□ 北海道型IRの3モデルを想定する際の前提として、本道観光の現状と課題、IR導入で期待されることを下記のとおり整理した。

■ 北海道観光の現状と課題及びIR導入による期待



4-3 北海道型IRの基本コンセプトの設定

□ 北海道型IRの3モデルを想定する際は、想定される社会的影響に対する厳格な対策がとられることを前提に、下記のような基本コンセプト、それら実現するための機能や想定するコンテンツ（要素）を下記のとおり整理した。

■ 北海道型IRの基本コンセプトイメージ、機能・想定するコンテンツ

前提：IR導入に伴って想定される「負の社会的影響」に対する厳格な対策

- 治安関連：厳格なライセンス制度の採用など
- 青少年関連：入場者の全入退場管理、ID提示義務など
- 依存症関連：本人、家族等による排除プログラム（入場制限）の実施など

基本コンセプトイメージ

- ① 本道の特長・優位性を生かした北海道独自の価値を発信するショーケース機能を持ったIR
- ② 閑散期の集客を可能とする四季を通じたMICE・アミューズメント交流集客施設としてのIR
- ③ 本道の広域観光化を促進させる周遊観光の拠点として機能するIR
- ④ カジノ収益を観光振興など地域経済の活性化施策やギャンブル依存症対策など地域の取組へ還元するIR

北海道型IRの機能・想定コンテンツ

持つべき機能		期待される効果
① 北海道観光のショーケース機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 道産品を活用したモールと観光物産工房群 ● 世界有数のガーデン、行動展示型動物園・水族館等 ● アイヌ文化、馬文化など独自の価値や魅力の発信 	本道の独自価値の発信による北海道観光のブランド化と地域の観光資源の可視化による誘客の広域的な波及
② 四季を通じた交流集客機能	<ul style="list-style-type: none"> ● ビジネス会議、イベント等に対応したMICE施設 ● 国内外の幅広い客層向けのアミューズメント施設 ● 世界最高レベルの宿泊施設とショッピング施設 	MICEや世界的高級ホテル、ブランドショップの進出による海外の富裕層、ビジネス層など新たな顧客の開拓
③ 周遊観光拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> ● IRを拠点とした周遊観光の促進 ● 道内各観光地と連携した周遊旅行商品の販売 ● 二次交通など観光地間のアクセスの充実 	閑散期の集客及び全道への周遊観光の促進と本道観光の通年化による地域雇用の創出・安定化
④ 地域への財源配分機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光に対する再投資 ● 観光地間の交通アクセスの整備 ● 社会的影響対策の実施 	カジノの納付金など新たな財源の活用による北海道観光全体の受入環境の整備促進、国際競争力の強化、ギャンブル依存症対策などの推進

4-4 誘致を検討している自治体において想定されるIRの方向性

□ 北海道型IRの方向性について、誘致を検討している自治体の特性を踏まえ、道央圏での〈拠点空港隣接型〉〈高原リゾート型〉の2モデル、釧路根室圏での〈エコリゾート型〉の合計3モデルを整理した。

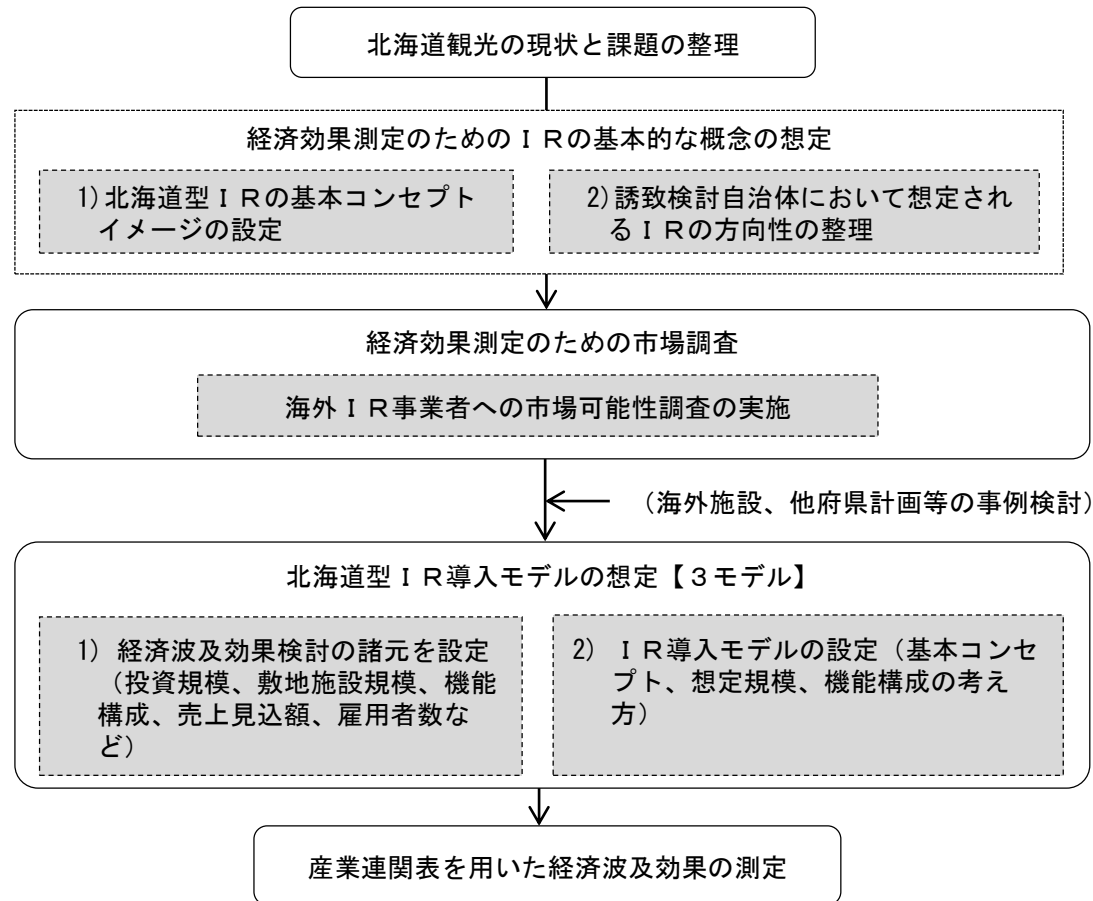
■ 北海道型IRで想定される3モデル

誘致検討自治体の特性	IRの方向性（想定）・モデル名
<p>①苫小牧市【道央圏】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 拠点空港に隣接し、人口集中地区にも近い。近隣に既存観光施設が少ないことから、新たな大規模設備投資が期待される。 ● 観光入込数は184万人（宿泊延べ数17万人）で、隣接する新千歳空港には1,900万人を超える利用者がある。 ● 比較的平坦で広大な用地が確保可能。 	<p>拠点空港隣接型</p> <p>国際拠点空港に隣接し広大な用地を活かしたIR</p>
<p>②留寿都村【道央圏】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パウダースノーで知られる国際的なスキーリゾートエリアであり、外国人観光客が増加している。 ● 観光入込数は148万人（宿泊延べ数38万人）で、様々なアクティビティなどにより入込の季節格差解消を目指している。 ● 既存観光施設との連携が期待でき、広大な用地確保が可能。 	<p>高原リゾート型</p> <p>雄大な自然と多様なアクティビティを活かしたIR</p>
<p>③釧路市阿寒湖温泉地区【釧路根室圏】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 北海道を代表する景勝地である（国立公園）阿寒湖地区は、温泉、アイヌ文化などを活かした滞在型温泉観光地である。 ● 観光入込数は107万人（宿泊延べ数57万人）で、ピーク時から減少しており、地域資源を活かした新たな魅力の開発に取り組んでいる。 ● 観光施設との連携が期待できる。なお、国立公園内であり、敷地規模は一定の制約がある。 	<p>エコリゾート型</p> <p>北海道固有の先住民族の文化や優れた自然を活かしたIR</p>

4-5 経済効果の検討の流れ

- 本道において複数の自治体が誘致に向け検討を行っていることを踏まえ、我が国においてIRが導入され、本道にIRが導入された場合、どのような経済効果が創出されるのかをIR事業者調査による投資想定額などに基づく複数のモデルにより検討した。

■ 経済効果検討の流れ



産業連関表

産業連関表は1年間にその国・地域の経済活動、つまり財やサービスの流れを表（行列）にまとめたもので、原材料と粗付加価値の費用構成や生産物の販路構成が分かる。これを利用して経済波及効果の分析などにも用いられている。

4-6 海外IR事業者への市場可能性調査

□ 本道においてIRを導入した場合の経済効果を検討するにあたり、海外のIR事業者の関心度合いや投資意向、投資規模などを把握するための調査を実施し、その結果概要は下記のとおり。

①北海道でのIR事業展開を行う場合の条件	主な回答		(回答内容具体例)	14社中
	1	国際空港に近いこと	1時間以内に国際空港がある、新千歳空港に近い など	9社
	2	交通インフラが整備されていること	交通アクセスがよい、鉄道駅に近い など	8社
	3	人口集中地域の近傍であること	1~2時間圏に人口集中地域があること など	7社
	4	観光インフラの充実、観光地の存在や、行政が観光施策に熱心であること	周辺に魅力的観光資源がある、観光客が多い、他のアトラクションがある、行政が観光推進に熱心 など	7社
	5	用地の広さ	IR整備には8~36haは必要(平均約20ha)、用地確保が容易 など	5社
	6	その他	地元自治体と住民が支持している、地元住民の利用が可能、カジノ税制(率)の内容、行政がIR推進を確約 など	7社

②北海道でIRを展開する場合の想定客層	項目	主な回答 ②は複数回答
	①顧客の想定	外国人中心(2社)、外国人と日本人半々程度(4社)、日本人中心(7社)
	②主な外国人客の想定	台湾(13社)、中国(13社)、韓国(12社)、香港(6社)、タイ(4社)、オーストラリア(3社)

③北海道でIR建設をする場合の投資規模想定						
		投資額		ホテル		投資想定
		最小	最大	最小	最大	
拠点空港隣接型	単純平均	900.0億円	1,350.0億円	1,250室	1,625室	回答4社
	中間値	1,125.0億円		1,438室		投資：概ね1,000億円、ホテル1,000室
高原リゾート型	単純平均	580.0億円	803.3億円	700室	810室	回答4社
	中間値	691.7億円		755室		投資：概ね700億円、ホテル概ね800室
エコリゾート型	単純平均	475.0億円	600.0億円	433室	527室	回答4社
	中間値	537.5億円		480室		投資：概ね500億円、ホテル概ね500室

海外IR事業者調査実施概要

- 調査件数/27社(米国12社、アジア8社、オセアニア3社、欧州4社) ■質問項目/北海道でIRの建設を検討する場合に重視する条件、想定する主な客層、建設する場合の投資、宿泊機能規模の想定
- 回収状況/14社(米国5社、アジア4社、オセアニア2社、欧州3社。うち、6社から具体的な投資額等の回答があった)
- 調査実施時期/平成26年12月

4-7 北海道にIRを導入した場合の経済波及効果測定結果

4-7-① 北海道型IR導入モデルの想定

□ IR導入に伴う経済効果を検討するため、海外事業者の投資意欲、投資想定などを反映させて投資規模、機能配置、利用者数等の前提与件（諸元）の設定を行った（次頁参照）が、前提与件の設定に際しては、3モデルごとにロケーション、観光基盤、地域特性などを勘案したIRコンセプトを下表のとおり設定した。

■ 3つの導入モデルの考え方

	拠点空港隣接型		高原リゾート型		エコツーリズム型	
基本コンセプト及び想定規模	国際拠点空港に隣接し、広大な用地を活かしたIR 総投資額 1,042億円 敷地面積 1,000,000㎡ 延床面積 203,000㎡		雄大な自然と、通年型の多彩なアクティビティーを活かしたIR 総投資額 696億円 敷地面積 400,000㎡ 延床面積 138,000㎡		北海道固有の先住民族の文化や優れた自然を活かしたIR 総投資額 521億円 敷地面積 200,000㎡ 延床面積 109,000㎡	
機能構成に関する考え方	宿泊機能 1,000室 123,000㎡	□国際拠点空港を利用する道外客の利用を取り込むことを想定。 □低層型ホテル+ヴィラタイプなど自然に配慮した複合型を想定。	宿泊機能 800室 98,000㎡	□冬季のスキー客など、既存観光客の利用を取り込むことを想定。 □自然への負荷を抑えた高層型ホテル+ヴィラタイプなどによる複合型を想定。	宿泊機能 600室 74,000㎡	□既存観光客などの利用を取り込むことを想定。 □エコリゾートのコンセプトに配慮した施設容積率を抑制した低層型ホテル+ヴィラタイプなど、自然に配慮した複合型を想定。
	カジノ機能 10,000㎡	□施設総延床面積に対する占有率を低く抑える(5%)ことにより、北海道型IRの1つの典型としての位置付けを想定。	カジノ機能 7,000㎡	□施設総延床面積に対する占有率を低く抑える(5%)ことにより、北海道型IRの1つの典型としての位置付けを想定。	カジノ機能 5,000㎡	□施設総延床面積に対する占有率を低く抑える(5%)ことにより、北海道型IRの1つの典型としての位置付けを想定。
	商業機能 20,000㎡	□広大な用地確保が可能であり、施設延床面積も大きく確保できること、国際拠点空港との好アクセスを活かし、モール型SCも考慮した商業機能を想定。	商業機能 6,000㎡	□IR目的客と近隣観光地訪問者立寄客の双方が見込まれるものの、ショッピング主目的客は多くないと仮定し、大型複合スーパー程度と想定。	商業機能 6,000㎡	□IR目的客と観光地滞在訪問客の双方が見込まれるものの、ショッピング主目的客は多くないと仮定し、大型複合スーパー程度を想定。
	飲食機能 20,000㎡	□商業機能と連携することによって、食と物産の拠点化を想定。(商業機能と同規模)	飲食機能 6,000㎡	□商業機能と連携によって、食と物産の拠点化を想定。(商業機能と同規模)	飲食機能 6,000㎡	□商業機能と連携することによって、食と物産の拠点化を想定。(商業機能と同規模)
	MICE等の機能 20,000㎡	□国際拠点空港や高速道路など交通インフラの集積・充実、大都市との近さなどから、札幌と同程度のMICE機能の導入を想定。	MICE等の機能 6,000㎡	□国際拠点空港や大都市からの距離、交通インフラなどの条件から、地方都市レベルのMICE機能を想定。	MICE等の機能 6,000㎡	□国際拠点空港や大都市からの距離、交通インフラなどの条件から、地方都市レベルのMICE機能を想定。
	アミューズメント等の機能 10,000㎡	□広大な敷地の活用と組み合わせ、多様な客層に対応したその他のアミューズメント、エンターテインメント機能が発揮できるよう規模を想定。	アミューズメント等の機能 15,000㎡	□IR滞在客に加え、近隣観光地訪問客を見込み、その他のアミューズメント、エンターテインメント機能は、一定の厚みを持たせる規模に想定。	アミューズメント等の機能 10,000㎡	□自然や文化の発信拠点としての機能を重視した規模を想定。

注)ここで設定した「モデルの想定」内容は、事業化の可能性の検討(FS)を目的としたものではなく、あくまでも『このような前提に立てば、この程度の経済波及効果を生じる』ということを示すための仮設定であり、事業者や誘致地域の構想や計画などに基づいたものではない。(FS;feasibility study 事業の収支採算性に関する検討)

4-7-② 経済波及効果推計の諸元

- 3モデルそれぞれの規模・機能構成を基に、下記のような建設費、売上見込額などの諸元を設定し、北海道産業連関表（平成17年、33部門、道央圏・道東圏を使用）を用いた経済波及効果の推計を行った。
- 推計は開業前と開業後に分け、開業前は施設建設に相当する投資額（土工費除く）、開業後は想定される年間売上額を投入した。

■ 経済波及効果推計に用いた諸元

	拠点空港隣接型	高原リゾート型	エコリゾート型
敷地面積	1,000,000㎡	400,000㎡	200,000㎡
延べ床面積	203,000㎡	138,000㎡	107,000㎡
ホテル	123,000㎡	98,000㎡	74,000㎡
（室数）	1,000室	800室	600室
カジノ	10,000㎡	7,000㎡	5,000㎡
商業	20,000㎡	6,000㎡	6,000㎡
飲食	20,000㎡	6,000㎡	6,000㎡
コンベンション、MICEなど	20,000㎡	6,000㎡	6,000㎡
アミューズメントなど	10,000㎡	15,000㎡	10,000㎡
総投資額	1,042億円	696億円	521億円
土工費除く投資額	909億円	643億円	494億円
年間売上額	636.0億円	450.0億円	345.8億円
ホテル	186.2億円	148.9億円	111.7億円
カジノ	300.0億円	210.0億円	150.0億円
その他	149.9億円	91.0億円	84.1億円
年間利用者数	405.1万人	365.2万人	359.3万人
ホテル	62.1万人	49.6万人	37.2万人
カジノ	150.0万人	105.0万人	75.0万人
その他	193.1万人	150.1万人	136.2万人
開業前波及効果 投入額 （土工費除く施設建設費）	909億円	643億円	494億円
開業後波及効果 投入額 （想定年間売上額）	636億円	450億円	346億円

■ ホテル客室数、総投資額
海外IR事業者調査を参考に設定した。

■ 売上額
本調査では業態等の具体的な設定が行われていないことや個別分野の利用見込調査を経ていないため、民間事業における適正な投資効率（投資額に対する年間売上などの指標）を基に、事業投資が成立し得る総売上額を想定した。（投資額×70%＝年間売上額）

■ 経済波及効果投入額
開業前／施設建設に係る費用を対象とするが、本調査では具体的な敷地概要・形状などの想定していないため、変動要素が大き過ぎる懸念がある土工費を除く投資額を用いた。
開業後／想定される年間売上額を用いた。

（注）年間売上額、利用者数は四捨五入の関係から、内訳と合計が一致しない場合がある。

4-7-③ 経済波及効果測定結果

- 開業前、開業後を合計した経済波及効果（直接効果+1次効果+2次効果）は、3モデルで想定した投資額、施設規模などを基に推計した結果、概ね1,264億円~2,560億円。開業後に限ると毎年、400億円~840億円程度と見込まれる。
- 道内にもたらされる新たな税収としては、既存税で12~23億円、カジノ関連納付金で15億円~30億円が見込まれる。
- 雇用創出効果のうち、継続雇用となる開業後に限れば、3モデルで6,600人~15,000人弱の幅になる。

■ 経済波及効果・雇用創出効果・税収効果

◆経済波及効果

	(億円)	拠点空港隣接型			高原リゾート型			エコリゾート型		
		開業前 (建設)	開業後 (運営)	合計	開業前 (建設)	開業後 (運営)	合計	開業前 (建設)	開業後 (運営)	合計
a	投入額	909.0	636.0	1,545.0	643.0	450.0	1,093.0	494.0	346.0	840.0
b	直接効果	908.6	490.0	1,398.6	642.8	346.6	989.4	494.0	247.1	741.1
c	1次効果	476.5	178.0	654.5	337.1	125.9	463.0	229.7	80.3	310.0
d	2次効果	339.9	166.2	506.1	240.5	117.6	358.0	142.1	70.6	212.7
e	経済波及効果 合計 (b+c+d)	1,725.0	834.1	2,559.2	1,220.4	590.1	1,810.5	865.8	398.1	1,263.9
f	乗数効果 (e/b)	1.90	1.70	1.83	1.90	1.70	1.83	1.75	1.61	1.71

◆税収効果 (億円)

注: 固定資産税、カジノ入場税は含んでいない

既存税	北海道 (事業税・道民税)	15.0	10.2	7.8
	市町村(市民税)	8.3	5.7	4.3
カジノ関連納付金(地方分)		30.0	21.0	15.0

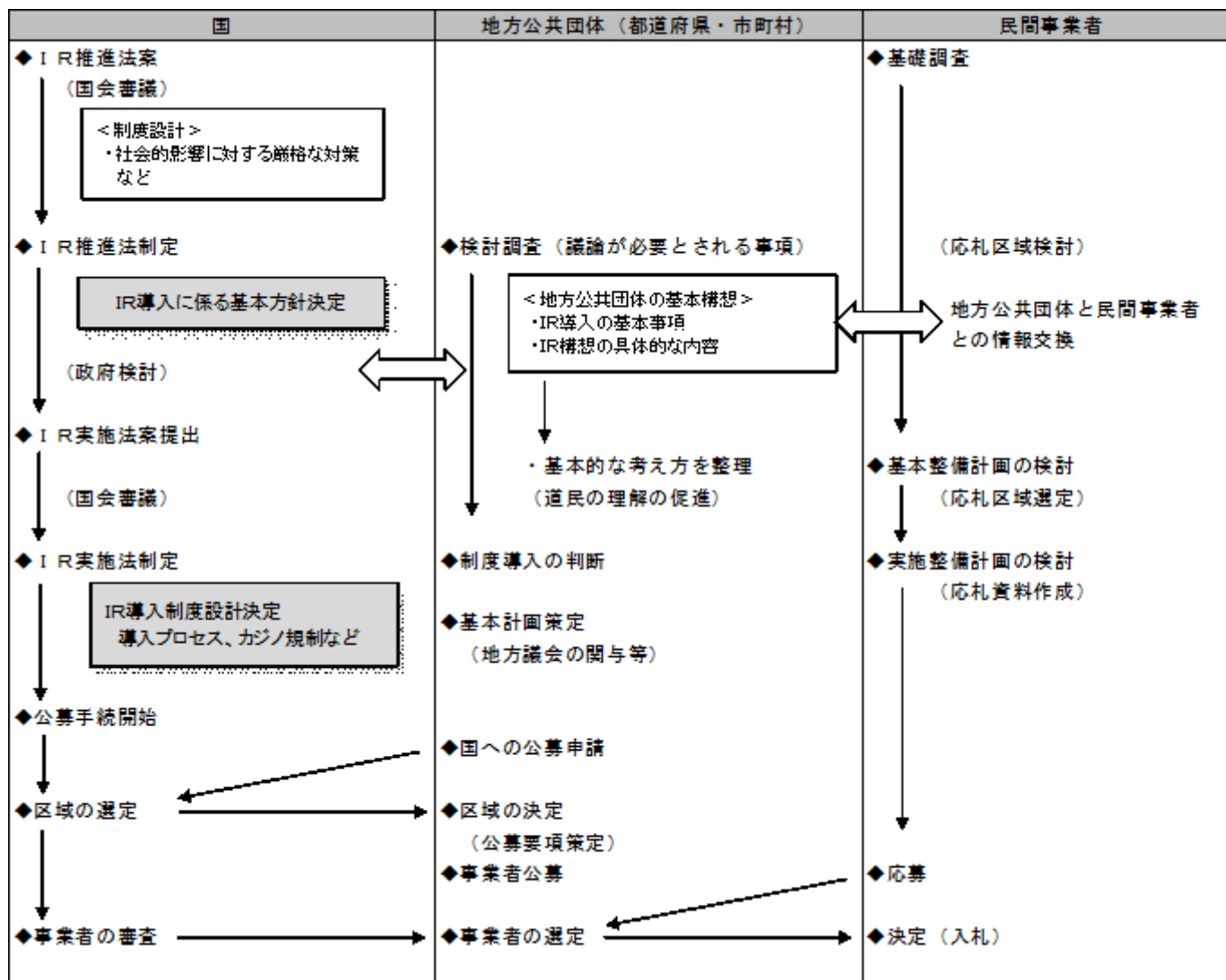
◆雇用創出効果

(人)		開業前	開業後	開業前	開業後	開業前	開業後
雇用 創出 効果	直接雇用	12,669	4,433	8,962	2,472	6,885	1,977
	波及創出 (1次・2次分)	22,160	10,207	15,680	7,221	10,200	4,590
	合計	34,829	14,640	24,642	9,693	17,085	6,567
(開業前+開業後)		49,470		34,335		23,652	

5-1 IR導入検討の想定フロー

□ IR議連資料に基づき、国の制度設計のスケジュールを基に地方公共団体及び民間事業者の想定される動きについて整理すると下表のとおりである。

■ IR導入検討の想定フロー（区域選定・事業者選定まで）



5-2 地方公共団体における検討の論点

- 今後、国においては、ギャンブル依存症をはじめとする社会的影響に対する厳格な対策、地域にふさわしいIRの構想が反映されるような制度設計について、検討される必要がある。また、IRの整備推進が決定された場合、地方公共団体においては、IRの開発・運営、財務等の専門的な知見を基に、IRを導入する目的・必要性などを明示した基本事項を整理し、市場性や地域政策効果の持続性なども踏まえながら、具体的な構想が検討されることになると考えられる。想定される検討の項目とポイントは、下表のとおりである。

■ IR導入の基本事項

項目	主な検討ポイント
IR導入する目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ● 本道の観光、地域経済、人口減少問題などの現状と課題の整理 ● 観光立国推進、雇用創出、地方再生など政策課題への対応
IRを誘致する立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な機能を備えた施設等を整備できる面積を有する用地 ● 集客が期待でき、道内各地へ周遊を促進できるアクセス性の優れた用地
基本コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ● 懸念される社会的影響への厳格な対策が講じられるIR ● 本道の特長や優位性を生かした全道各地の観光や地域の振興に資するIR

■ IR基本構想の具体的内容

項目	主な検討ポイント
整備区域と用地の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 用地の確保、開発手続きなどの諸条件の整理 ● 必要なインフラ、アクセス道路などの整備方針
IRの機能と効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備コンセプトや施設等の整備内容 ● IR整備、運営による地域への効果（観光消費・地域経済・雇用ほか）
地域貢献に対する要求	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共的施設機能（文化・教育・交流施設、公園等）の整備 ● 雇用創出や地域産業との連携、社会教育等への貢献
新規財源、その他	<ul style="list-style-type: none"> ● カジノ収入による納付金など新たな財源の活用方法 ● 本道への経済効果の最大化や導入効果の継続性などが確保される仕組み